住民協働推進支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１　住民と行政との役割分担と協働による新しい地域づくり活動を支援するため、自治会等（自治会、コミュニティその他これに類する住民団体をいう。以下同じ。）が創意と工夫により実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で山田町補助金交付規則（昭和53年山田町規則第４号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助対象及び補助率）

第２　この要綱による補助対象及び補助率は別表１のとおりとする。

（補助金の決定）

第３　町長は、規則第４条で定める補助金交付の申請について、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

（申請の取下げ期日）

第４　規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日以内とする。

（書類の整備等）

第５　自治会等は、補助金に係る経理について、常にその収支を明らかにした書類及び帳簿を整備するとともに、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（前金払）

第６　補助金の前金払を請求しようとするときは、住民協働推進支援事業補助金前金払請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第７　規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表２のとおりとする。

（その他）

第８　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表１（第２関係）

１　事業の定義

住民協働推進支援事業とは、以下に掲げるものをいう。

(１)　自治会等が創意と工夫により実施する地域づくり事業

(２)　従来の行政サービスを自治会等が実施する事業

(３)　自治会等が管理する施設等に関する事業

(４)　次世代の自治会等の担い手（小中高生含む）を育成する事業

 (５)　その他住民協働を推進する事業

２　事業実施主体

自治会、コミュニティ、自主防災組織及び山田町内に拠点を持つ特定非営利活動法人（ＮＰＯ）とし、産業団体などの営利法人等は実施主体としない。

３　補助率及び限度額

(１)　補助率

ア　補助対象事業費の合計額の５分の４以内に相当する額以内の額とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りではない。

イ　新規に自治会等を設立した場合は、１回に限り補助対象事業費の合計額の１０分の１０に相当する額以内の額とする。

(２)　限度額

ア　自治会及びコミュニティの１団体当たりの年間限度額は、概ね以下のとおりとする。ただし、当該組織が担い手育成事業を実施する場合は、当該年間補助限度額とは別に算定し、その限度額は50,000円とする。

|  |  |
| --- | --- |
|  世帯数 | 限度額 |
| 100世帯未満 | 100,000円 |
| 100世帯以上300世帯未満 | 150,000円 |
| 300世帯以上500世帯未満 | 200,000円 |
| 500世帯以上700世帯未満 | 250,000円 |
| 700世帯以上900世帯未満 | 300,000円 |
| 900世帯以上 | 350,000円 |

イ　自主防災組織の１団体当たりの限度額は、世帯数にかかわらず100,000円を上限とする。ただし、当該組織が自治会またはコミュニティ内に組織されている場合の限度額は、同号アに規定する限度額とは別に算定する。

ウ　特定非営利活動法人（ＮＰＯ）の１団体当たりの限度額は、世帯数に関わらず200,000円を限度とする。

別表２（第７関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出期日 |
| 規則第４条の規定による書類 | 住民協働推進事業補助金交付申請書 | 第１号 | 別に定める |
| １　事業計画書 | 第２号 |  |
| ２　収支予算書 | 第３号 |  |
| ３　その他町長が必要と認める書類 |  |  |
| 規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定による書類 | 住民協働推進支援事業変更（中止・廃止）承認申請書 | 第４号 | 別に定める |
| 規則第13条第１項の規定による書類 | 住民協働推進支援事業補助金交付請求書 | 第５号 | 別に定める |
| １　事業実績書 | 第２号 |  |
| ２　収支精算書 | 第３号 |  |
| ３　その他町長が必要と認める書類 |  |  |

様式第１号

様式第２号（別表２関係）

様式第３号

様式第４号

様式第５号

様式第６号（第６関係）